

石国保第256号

令和8年8月26日

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 築田 敏彦 様

石狩市長 加藤 龍 幸



石狩市国民健康保険税の改定について（諮問）

石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、石狩市国民健康保険税条例（昭和41年条例第15号）第2条第2項に規定する基礎課税額の限度額を「66万円」から「67万円」に改める必要があるため諮問します。